

## 条件付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農林水産部及び土木部において発注する建設工事に係る条件付一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に係るものを除く。以下「一般競争入札」という。）の実施に関し、他の法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事前審査方式 一般競争入札に参加するために必要な資格の有無の審査を入札の執行前に行う方式をいう。
- (2) 事後審査方式 一般競争入札に参加するために必要な資格の有無の審査について、入札の執行前には形式的に、入札の執行後には実質的に行う方式をいう。

(対象工事)

第3条 一般競争入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、設計額が2千万円以上のものとする。ただし、災害復旧工事その他の緊急を要する建設工事を除くものとする。

2 設計額が2千万円以上3億円未満の対象工事については、入札を事後審査方式により行うことができるものとする。

(入札参加資格)

第4条 一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であり、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。
- (2) 対象工事に対応する業種に係る富山県における建設工事競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 対象工事ごとに定める一定の地域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者であること。
- (4) 入札参加資格の確認の申請の期限の日から入札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開

始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱に基づく申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、対象工事ごとに必要に応じて別に定める入札参加資格を有する者であること。

2 共同企業体の構成員に係る入札参加資格は、前項の規定に準じて定めるとともに、構成員の数、出資比率等の共同企業体の結成に当たっての条件を定めるものとする。

（入札参加資格の決定）

第 5 条 入札参加資格は、対象工事ごとに、入札参加資格委員会の議を経て決定する。

（一般競争入札の公告）

第 6 条 地方自治法施行令第 167 条の 6 第 1 項の規定による公告は、入札情報サービスシステムを利用する方法により行うものとする。

（入札説明書）

第 7 条 入札説明書は、次に掲げる書類から構成されるものとする。

(1) 公告文

(2) 仕様書（公告文の記載を補足する必要がある場合に限る。）

(3) 図面

(4) 契約書案（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年富山県条例第 11 号）第 2 条に規定する議会の議決に付さなければならない契約に係る契約書案に限る。）

(5) 入札心得

(6) その他対象工事ごとに必要と認められる書類

2 入札説明書は、公告の際、入札情報サービスシステムを利用する方法により公表する。

3 前項の規定にかかわらず、発注機関の長は、当該入札への参加について検討する者が、前条の公告の記載内容により当該入札に参加するか否かを判断することができることを認める場合にあつては、入札説明書の作成及び公表を省略することができる。

（入札参加資格確認申請書等の提出）

第 8 条 一般競争入札への参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）その他の公告において提出を求める書類（以下「申請書等」という。）を、公告において定める方法により、公告の日の翌日から起算して 10 日後（入

札を事後審査方式により行う場合にあつては7日後、施工計画審査型（特に高度な施工技術を要する工事で、施工計画書の提出を求めるものをいう。以下同じ。）により行う場合にあつては25日後）までに提出しなければならない。

（公告等に関する質問）

第9条 公告又は入札説明書に関する質問は、公告の日から入札期間の初日から起算して3日前までの間において受け付けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、発注機関の長は、見積期間を確保する観点等から必要があると認めるときは、質問を受け付ける期間を調整することができる。

3 発注機関の長は、第1項の規定による質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を入札情報サービスシステムを利用する方法により公表するものとする。

4 第1項及び前項に規定する手続については、公告において明示するものとする。

（申請書等の作成の説明会等）

第10条 農林水産部長又は土木部長は、対象工事が施工計画審査型である場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格委員会の議を経て、申請書等の作成の説明会又は第8条の規定により提出された申請書等のヒアリングを実施することができる。

2 前項に規定する説明会又はヒアリングを実施する場合には、次に掲げる事項を公告において明示するものとする。

(1) 説明会又はヒアリングを実施する旨

(2) 説明会又はヒアリングの日時及び場所

(3) その他対象工事ごとに必要と認める事項

（入札参加資格の確認）

第11条 入札を事前審査方式により行う対象工事について、第8条の規定により申請書等の提出があつたときは、入札参加資格委員会の議を経て入札参加資格の有無の確認を行う。

2 前項の規定による入札参加資格の有無の確認については、申請書等の提出の期限の日の翌日から起算して原則として10日後（入札を施工計画審査型により行う場合にあつては25日後）までに、その結果を通知するものとする。

3 入札を事後審査方式により行う対象工事について、第8条の規定により申請書等の提出があつたときは、入札参加資格確認書（様式第2号）等に基づき入札参加資格の有無の確認を形式的に行い、速やかに、その結果を通知するものとする。

（入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明）

第12条 前条第2項又は第3項の規定により、入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して3日後までに、入札参加資格がないとされた理由について説明を求めることができる。

2 前項の規定による説明の要求は、文書を持参することにより行うものとする。

3 発注機関の長は、第1項の規定による説明の要求があったときは、同項の規定により説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して原則として7日後までに、説明を求めた者に対し、文書により回答するものとする。この場合において、説明を求めた者（前条第2項の規定により、入札参加資格がない旨の通知を受けた者に限る。）に入札参加資格があると認めるときは、前条第2項の通知を取り消し、改めて入札参加資格がある旨の通知をするものとする。

4 前項の規定による回答又は通知をするに当たっては、入札参加資格委員会の議を経るものとする。ただし、説明を求めた者に入札参加資格がないことが明らかな場合は、この限りでない。

5 第3項後段に規定する手続が終了するまでは、入札の執行は、行わないものとする。

6 第1項、第2項及び第3項前段に規定する手続については、公告において明示するものとする。

（設計図書等の配付）

第13条 設計図書等は、公告の際、入札情報サービスシステムを利用する方法により配付する。ただし、公告で別に定める場合は、その定めによる。

（設計図書等に関する質問）

第14条 設計図書等に関する質問は、文書を持参し、又は郵送する方法により行わなければならない。

2 前項の規定による質問を受け付ける期間は、前条の規定による配付を行った日又は公告で定める日から入札期間の初日から起算して3日前までとする。この場合においては、第9条第2項の規定を準用する。

3 第1項の規定により、質問書の提出があった場合には、原則として入札期間の初日の前日までに文書により回答し、かつ、その概要を入札情報サービスシステムを利用する方法により公表するものとする。

4 他の入札参加者に影響を及ぼさないと認められる質問及び回答については、第1項及び前項の規定は、適用しない。

5 第1項、第2項前段及び第3項に規定する手続については、公告において明示するものとする。

(現場説明会)

第15条 発注機関の長は、必要があると認めるときは、現場説明会を行うことができる。この場合においては、現場説明会の日時、場所等を公告において明示するものとする。

(入札の執行)

第16条 入札の執行に関し、次に掲げる事項を公告において明示するものとする。

- (1) 入札期間及び開札の日時
- (2) 入札の執行方法
- (3) 工事費内訳書の提出を求める場合にあっては、その旨  
(事前審査方式における落札者の決定)

第17条 入札を事前審査方式により行う対象工事に係る落札者の決定は、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(事後審査方式における落札者の決定)

第18条 入札を事後審査方式により行う対象工事に係る落札者の決定に当たっては、入札の執行後、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札をした者（以下「落札候補者」という。）について、入札参加資格の有無の確認を実質的に行い、入札参加資格があると認めたときは、当該落札候補者を落札者とする。この場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

- 2 前項の場合において、落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、当該落札候補者の次に低い価格をもって入札をした者から順に、落札者が決定するまで、入札参加資格の有無の確認を行うものとする。
- 3 前項の規定により、入札参加資格がないと認めた者に対しては、速やかに、その旨を通知するものとする。
- 4 前項の規定により、入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して3日後までに、入札参加資格がないとされた理由について説明を求めることができる。
- 5 前項の規定による説明の要求は、文書を持参することにより行うものとする。

- 6 発注機関の長は、第4項の規定による説明の要求があったときは、同項の規定により説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して原則として7日後までに、説明を求めた者に対し、文書により回答するものとする。この場合において、説明を求めた者に入札参加資格があると認めたときは、第3項の通知を取り消し、改めて入札参加資格がある旨の通知をするものとする。
- 7 前項の規定による回答又は通知をするに当たっては、入札参加資格委員会の議を経るものとする。ただし、説明を求めた者に入札参加資格がないことが明らかな場合は、この限りでない。
- 8 第6項に規定する手続が終了するまでは、落札者の決定は、行わないものとする。
- 9 第4項から第6項までに規定する手続については、公告において明示するものとする。

(入札の無効)

第19条 次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札心得第6条各号の規定のいずれかに該当する入札
- (2) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札

(入札結果等の公表)

第20条 一般競争入札に付する工事については、別に定めるところにより、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項を公表するものとする。

(入札参加資格委員会)

第21条 対象工事に係る入札参加資格の決定等を行うため、農林水産部及び土木部に入札参加資格委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の構成員は、農林水産部所管建設工事入札参加者指名要領第2条及び富山県土木部所管建設工事等入札参加者指名要領第2条に規定する指名委員会の構成員が、これを兼ねるものとする。
- 3 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 入札参加資格の決定に関する事項
  - (2) 入札参加資格の申請書等の説明会又はヒアリングの実施の必要性の有無に関する事。
  - (3) 入札参加資格の有無の確認に関する事。
  - (4) 入札参加資格が無いと認めた者からの理由の説明の要求に対する回答に関する事。
  - (5) 対象工事に係る入札を総合評価方式により行う場合における落札者の決定等に関する事。

(6) その他委員会の長が必要と認める事項

4 対象工事に関する技術的な事項を審査するため、本庁の委員会に技術審査部会（以下「部会」という。）を置く。

5 対象工事に係る本庁の担当課長は、必要があると認めるときは、部会の開催を求めることができる。

6 部会は、本庁の技術次長を部会長とし、対象工事に係る本庁の担当課長及び出先機関の長並びに部会長が指名する者をもって構成する。

7 部会は、次に掲げる事項を審査し、部会長は、その結果を委員会に報告する。

(1) 施工実績の確認

(2) 配置予定技術者の確認

(3) 施工計画の適否の認定

(4) その他部会長が必要と認める事項

(細則)

第22条 この要領に定めるもののほか、一般競争入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、平成19年10月1日から施行し、同日以後に公告を行う対象工事に係る入札から適用する。

(要領の廃止)

2 次に掲げる要領は、廃止する。

(1) 制限付き一般競争入札手続等要領

(2) 公募型指名競争入札手続等要領

(3) 簡易公募型指名競争入札手続等試行要領

(4) 地域公募型指名競争入札手続等試行要領

附 則

(施行期日等)

この要領は、平成27年3月1日から施行し、同日以後に公告を行う対象工事に係る入札から適用する。

附 則

(施行期日等)

この要領は、平成28年7月1日から施行し、同日以後に公告を行う対象工

事に係る入札から適用する。

附 則

(施行期日等)

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う対象工事に係る入札から適用する。